

**【学群留学生及び大学院生】※留学生は学力基準のみ公開しています。
授業料免除となる家計の収入限度額及び学力基準について**

2023.02.16

【家計の収入限度額（留学生以外の大学院生）】

免除の対象となる「収入限度額」は、収入の種類（給与収入・給与所得以外の所得）、世帯の構成、通学形態、奨学金等の事情が考慮されるため一概にはいえませんが、ここでは、世帯の収入が給与収入だけの場合（ア）及び給与所得以外だけの場合（イ）を下表にそれぞれ示します。

予算上免除実施可能人数が限られているため、基準該当者の人数によっては収入限度額内であっても免除が許可されない場合があります。また、特別控除額等によっては、収入限度額外であっても免除となる場合がありますので、予めご了承ください。

ア. 給与収入のみの場合の免除対象となるおおよその収入限度額

家族構成	収入限度額（千円）			
	学群（一部免除）	博士前期課程相当（一部免除）	博士後期課程相当（一部免除）	博士後期課程相当（全額免除）
1人世帯		3,480	4,510	2,800
2人世帯		5,640	7,040	4,550
3人世帯		6,280	7,690	5,050
4人世帯		6,850	8,280	5,620

（注1）給与収入とは、俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）で、源泉徴収される前の金額です。

イ. 給与所得以外の場合の免除対象となるおおよその所得限度額

家族構成	所得限度額（千円）			
	学群（一部免除）	博士前期課程相当（一部免除）	博士後期課程相当（一部免除）	博士後期課程相当（全額免除）
1人世帯		1,820	2,540	1,340
2人世帯		3,340	4,480	2,560
3人世帯		3,780	5,110	2,910
4人世帯		4,270	5,700	3,310

（注2）給与外所得とは、（事業収入や雑収入（利子、配当、家賃、賃金、地代、内職収入、養育費等））で、事業収入や雑収入の所得は、当年3月に行った確定申告で、必要経費を控除した所得金額（雑損控除や社会保険料控除を差し引く前の金額）です。

<ア、イ共通>

(注3) 博士前期課程相当の全額免除となる収入限度額は、予算状況によります。

(注4) 収入限度額の例は、以下のような家族構成で算出されています。

1人世帯 (学生(本人(留学生以外)・自宅通学))

2人世帯 (父又は母、学生(本人(留学生以外)・自宅外通学))

3人世帯 (両親、学生(本人(留学生以外)・自宅外通学))

4人世帯 (両親、学生(本人(留学生以外)・自宅外通学)、公立高校生(自宅通学))

(注5) 博士前期課程相当は、修士課程・博士前期課程・一貫制博士課程1・2年次及び専門職学位課程です。

博士後期課程相当は、一貫制博士課程3年次以上・博士後期課程・3年制博士課程及び人間総合科学研究群で医学を履修する4年制課程です。

【学力の基準】

・新入生(編入生も含む)は、本学の入学者選抜試験の合格をもって優秀とみなす。

・在学生は、定められた単位を修得し、かつ成績の平均値が3.2以上であること。

ただし、医学群医学類の2年次以上の学生は、当該学類において定める各年次の標準の修得単位数を修得していること。また、専門職学位課程、博士後期課程及び3年制博士課程の2年次以上の学生は、当該研究群において各年次の標準の修得単位数を修得し、かつ成績の平均値が3.2以上であること。又は、博士後期課程及び3年制博士課程にあっては当該研究群において一定の研究成果が得られたと判断されていること。

・平均値の算定は、成績評語のA+及びAは5点、Bは3点、Cは2点に換算し、次の算式により算出する。

$$\frac{(A+及びAの単位数 \times 5) + (Bの単位数 \times 3) + (Cの単位数 \times 2)}{\text{総修得単位数}} = \text{平均値}$$

専門学群・学類及び大学院の修得単位数

年次	修得単位数
専門学群及び学類2年	31単位以上
専門学群及び学類3年	62単位以上
専門学群及び学類4年	93単位以上
大学院修士課程及び博士前期課程 2年	15単位以上
大学院一貫制博士課程 2年	6単位以上(7.5単位以上)
大学院一貫制博士課程 3年	12単位以上(15単位以上)
大学院一貫制博士課程 4年	18単位以上(22.5単位以上)
大学院一貫制博士課程 5年	24単位以上

()内は人間総合科学研究群(研究科)の医学の課程における修得単位数である。